

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第8条）
- 第3章 相談室の設置（第9条・第10条）
- 第4章 相談等の取扱い（第11条－第22条）
- 第5章 苦情の取扱い（第23条－第25条）
- 第6章 公益通報の取扱い（第26条）
- 第7章 即報事項（第27条）
- 第8章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察に寄せられる相談、苦情及び要望等（以下「相談等」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって相談等への迅速かつ確実な組織対応を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談 警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。
- (2) 苦情 警察職員（以下「職員」という。）の職務執行、職務の態様等について不満を持ち、警察に何らかの是正措置を執るよう求めることをいう。
- (3) 要望等 警察業務に係る事項について要望又は意見を述べ、又は何らかの要請を行うことをいう。

第2章 管理体制

（総括相談管理者）

第3条 警察本部（以下「本部」という。）に総括相談管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括相談管理者は、相談等に係る事務を総括するものとする。

（相談管理者）

第4条 本部に相談管理者を置き、警務部広報県民課長をもって充てる。

2 相談管理者は、相談等に係る事務に関し、総括相談管理者を補佐する。

3 相談管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 相談等に係る事務全般の管理に関すること。
- (2) 相談等に係る事務の関係所属への指導及び指揮監督に関すること。
- (3) 第9条に規定する本部相談室における事務の指揮監督に関すること。

（相談責任者）

第5条 各所属に相談責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 相談責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属における相談等に係る事務の指揮監督に関すること。
- (2) 相談等に係る事務の関係所属との調整に関すること。
- (3) その他所属における相談等に係る事務の総括に関すること。

3 本部の相談責任者は、所管する業務に係る警察署が取り扱う相談等の処理に関し、指導監督する。

(副相談責任者)

第6条 各所属に副相談責任者を置き、本部にあっては次席（副所長、副隊長及び副校長を含む。）、警察署にあっては副署長をもって充てる。

2 副相談責任者は、相談等に係る事務に関し、相談責任者を補佐する。

3 警察署の副相談責任者は、第10条に規定する署相談室における事務を指揮監督する。

(取扱責任者)

第7条 各所属に取扱責任者を置き、本部にあっては相談責任者が指定する者、警察署にあっては警務課長又は警務課長代理をもって充てる。

2 取扱責任者は、相談責任者の指揮を受け、相談等の取扱いに係る事務に当たるものとする。

(処理責任者)

第8条 第12条に規定する場合を除き、副相談責任者は相談等を処理させるため、相談等ごとに処理責任者を指定するものとする。

2 処理責任者には、本部にあっては当該相談等の内容に係る事務を担当する課の課長補佐（所長補佐、隊長補佐及び校長補佐を含む。）以上の職にある者のうちから、警察署にあっては当該相談等の内容に係る事務を担当する課の課長（課長代理を含む。）以上の職にある者のうちから副相談責任者が指定するものとする。ただし、副相談責任者が、特別な理由があると認める場合には、相談責任者と協議の上、当該相談等の内容に係る事務を担当する課の係長の職にある者を処理責任者に指定することができる。

3 処理責任者は、自ら又は部下職員を指揮して当該相談等を処理するものとする。

第3章 相談室の設置

(本部相談室)

第9条 本部における相談等の総合窓口として、警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）に本部相談室を置く。

2 本部相談室は、本部における相談等を一元的に受理するものとする。

3 本部相談室は、佐賀県警察において取り扱った相談等を一元的に管理するものとする。

4 本部相談室の相談員（以下「本部相談員」という。）には、広報県民課の職員及び総括相談管理者が指定する者をもって充てる。

(署相談室)

第10条 警察署における相談等の総合窓口として、警務課に署相談室を置く。

2 署相談室は、警察署における相談等を一元的に受理するものとする。

- 3 署相談室は、警察署において取り扱った相談等を一元的に管理するものとする。
- 4 署相談室の相談員（以下「署相談員」という。）には、警務課の職員及び相談責任者が指定する者をもって充てる。

第4章 相談等の取扱い

（相談等への対応）

第11条 相談等への対応に当たっては、申出の内容からは申出人のみならず関係者に直ちに危害が及ぶおそれがあるとまでは認められない場合であっても、結果として関係者に危害が及ぶなどの重大な結果が生じることもあり得ることを念頭に、対応するものとする。

（相談等の受理）

第12条 第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、当該相談等の申出人（以下「相談者」という。）が所属、係等を指定して相談する場合又は交番（警察官駐在所、幹部派出所、警備派出所及び検問所を含む。）若しくは所外活動中の勤務員に相談する場合は、それぞれの職員が受理するものとする。

- 2 相談等を受理した職員は、相談等の概要等について、速やかに所属の取扱責任者に報告するとともに、相談等の内容を相談責任者に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた取扱責任者は、随時、副相談責任者に相談等の概要等について報告するものとする。なお、本部所属の取扱責任者は、副相談責任者に報告した後、速やかに相談管理者に同様の報告をするものとする。

（緊急の対応を要する相談等の即報）

第13条 職員は、相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談その他の緊急の対応を要する相談等を受理したときは、第12条の規定にかかわらず、相談責任者に直ちに報告するものとする。ただし、受理した相談等の内容が、他の所属において処理することが適当であると認めた場合は、相談責任者の指揮を受け、直ちに当該所属に引き継ぐものとする。

- 2 前項の規定による報告を受けた相談責任者は、処理責任者を指定し、当該相談等を処理させるものとする。

（相談等の処理）

第14条 受理した相談等は、相談責任者の指揮を受け、処理責任者が処理するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、自ら処理できる相談等については、速やかに処理しなければならない。

（処理の引継ぎ）

第15条 副相談責任者は、受理した相談等を他の所属において処理することが適当であると認めた場合は、相談責任者の指揮を受け、速やかに当該所属に引き継ぐものとする。

（相談等に対する回答等）

第16条 相談等の処理を行った職員は、原則として、相談責任者の指揮を受け、相談者に回答又は教示しなければならない。

（処理結果の報告等）

第17条 処理責任者は、処理状況及び処理結果を取扱責任者を經由して相談責任者に報告するものとする。

2 相談責任者は、他所属から引継ぎを受けた相談等処理したときは、当該相談等を受理した所属の相談責任者に速やかに処理結果を連絡するものとする。

3 相談責任者は、所属において取り扱った相談等の処理結果及び進捗状況を相談管理者に報告するものとする。

(宿日直時における取扱い)

第18条 本部の宿日直勤務員が相談等を受理した場合、宿日直主任は、当該相談等の内容に係る事務を所掌する所属の取扱責任者に速やかに連絡するとともに当該相談等を引き継ぐものとする。ただし、相談等の内容が軽易で継続措置を要しない場合には、受理した職員が宿日直主任の指揮を受けて処理し、宿日直主任は処理結果を本部相談室を經由して相談管理者に速やかに報告するものとする。

2 前項前段の引継ぎを受けた所属の副相談責任者は、処理責任者を指定し、当該相談等を処理させるものとする。

3 警察署の宿日直勤務員が相談等を受理した場合、宿日直主任は、副相談責任者を經由して相談責任者に速やかに報告し、相談責任者の指揮を受けて処理責任者が処理するものとする。ただし、相談等の内容が軽易で継続措置を要しない場合には、受理した職員が宿日直主任の指揮を受けて処理し、宿日直主任は処理結果を署相談室を經由して相談責任者に速やかに報告するものとする。

(他機関等への引継ぎ)

第19条 相談責任者は、受理した相談等の内容が佐賀県警察以外の行政機関（他の都道府県警察を含む。）において処理することが適当と認められる場合は、当該相談等を当該行政機関に引き継ぐものとする。

(相談者支援)

第20条 職員は、受理した相談等に関して、相談者から処理の進捗状況の確認、処理方針等に係る要望があったときは、相談者に対する支援と位置付けて、相談等としての取扱いを行い、相談責任者に速やかに報告するものとする。

(備付簿冊等)

第21条 本部相談室、署相談室及び本部の各所属に、相談等管理簿（様式第1号）を備え付けるものとする。

2 取扱責任者は、取り扱った相談等について、相談等管理簿に所要の事項を記載するものとする。

3 相談等を受理又は処理した職員は、相談等取扱票（様式第2号）又は相談等取扱【継続】票（様式第3号）を作成するものとする。

(点検)

第22条 本部相談室、署相談室及び本部の各所属は、相談等の処理の進捗状況を定期的に点検するものとする。

第5章 苦情の取扱い

(苦情の取扱い)

第23条 前章で取り扱った相談等のうち、苦情については、本章に規定するところに

より取り扱うものとする。

(公安委員会を名宛人とする苦情の取扱い)

第24条 相談責任者は、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）を名宛人とする苦情を受け付けた場合は、相談等取扱票を作成し、速やかに公安委員会補佐官室長（以下「補佐官室長」という。）に連絡しなければならない。

2 前項の規定により連絡を受けた補佐官室長は、当該苦情の内容を確認の上、苦情取扱票（様式第4号）及び苦情管理簿（様式第5号）に必要事項を記載し、苦情の対象となった所属の相談責任者（当該相談責任者が警察署長の場合、当該苦情の対象となった事案等の業務を所掌する本部所属の相談責任者を含む。以下「対象相談責任者」という。）と連携し、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、公安委員会に報告するものとする。

3 対象相談責任者は、当該苦情に係る事実関係の調査を行い、補佐官室長と連携の上、その結果を本部長に報告するとともに、公安委員会に報告するものとする。

4 補佐官室長は、公安委員会及び本部長の指示に従い、当該相談責任者と連携の上、当該苦情に係る事実関係の調査結果及びこれを踏まえた措置について、相談者に文書により通知するものとする。

5 補佐官室長は、措置結果を対象相談責任者と連携の上、苦情処理票（様式第6号）により本部長に報告するとともに、公安委員会に報告するものとする。

(その他の苦情の取扱い)

第25条 相談責任者は、前条第1項に規定する苦情以外の苦情を受け付けた場合は、相談等取扱票を作成し、速やかに相談管理者に報告するものとする。ただし、苦情の内容が軽易で継続措置を要しない場合又は迅速に措置することが可能な場合は、対象相談責任者が当該苦情を処理した後、速やかに相談管理者に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた相談管理者は、当該苦情の内容を確認の上、相談等取扱票により速やかに本部長に報告するものとする。ただし、重要又は特異なものについては、速やかに本部長に報告するものとする。

3 対象相談責任者は、本部長の指示に従い、当該苦情に係る事実関係の調査を行い、その結果及びこれを踏まえた措置について、相談者に通知するものとし、当該苦情の申出が文書によりなされたものである場合は、当該通知は原則として文書により行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該通知を省略することができる。

(1) 申出が警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

(2) 相談者の所在又は氏名が不明であるとき。

(3) 他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

(4) 相談者が明らかに通知を求めているとき。

4 対象相談責任者は、当該苦情に係る事実関係の調査結果及び措置結果を相談管理者と連携の上、苦情処理票により本部長に報告するものとする。

5 本部長は、第1項の苦情の受理及び処理の状況について取りまとめ、公安委員会

に報告するものとする。

第 6 章 公益通報の取扱い

(公益通報の取扱い)

第26条 相談責任者は、受理又は引継ぎを受けた相談等の内容が、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づく公益通報であると認めるときは、別に定めるところにより取り扱うものとする。ただし、この場合において、当該相談等の内容が第5章に規定する苦情に該当するときは、併せて、同章の規定を適用するものとする。

第 7 章 即報事項

(即報事項)

第27条 相談責任者は、当該所属が受理又は引継ぎを受けた相談等の内容が、次の各号のいずれかに該当する可能性があるとき、警務部監察課長を経由して本部長に即報するものとする。

- (1) 職員がその職務を遂行するに当たって、法令又は条例の規定に違反した場合
- (2) 職員が前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 職員に全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) 訟務事案に発展することが予想される場合

第 8 章 雑則

(事務の統括及び主管)

第28条 相談等の取扱いに関する事務の主管課は、広報県民課とする。ただし、第24条の公安委員会を名宛人とする苦情の取扱いに関する事務の主管課は、警務部総務課とし、第7章の即報事項に関する事務の主管課は、警務部監察課とする。

(雑則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日本部訓令第2号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

相談等管理簿

【所属名】

〔 年〕

副相談責任者		取扱責任者		受 理 日 時		月 日 時 分		受理番号					
				内 容		☐ 苦情 ☐ 相談 ☐ 要望 ☐ その他				記載者			
				受理態様		☐ 来訪 ☐ 電話 ☐ 文書(郵送) ☐ F A X ☐ 電子メール ☐ 所外活動 ☐ 引受							
受 理	受 理 者		☐ 自所属受理 ☐ 他所属受理〔所属名〕 氏名										
	申 出 人		住居市町名 氏名 (男・女 歳)										
	件 名												
	申出概要												
	処理責任者		職名 氏名										
相談等取扱票報告				月 日		相談管理者への受理概要報告(本部所属)					月 日		
処 理	年 月 日		年 月 日										
	処理区分		☐ 解決	☐ 検挙・補導 ☐ 助言・指導 ☐ 警告・説得 ☐ 他機関教示 ☐ 手配等措置済 ☐ その他									
				受理所属への 処理結果通知		通知年月日	年 月 日						
			通知担当者			[] から [] へ							
			☐ 引継	月 日 [] 課・署へ引継ぎ									
				引継先からの 処理結果受理		受理年月日	年 月 日 [] から						
						処理年月日	年 月 日						
		内容	☐ 検挙・補導 ☐ 助言・指導 ☐ 警告・説得 ☐ 他機関教示 ☐ 手配等措置済 ☐ その他										
副相談責任者		取扱責任者		受 理 日 時		月 日 時 分		受理番号					
				内 容		☐ 苦情 ☐ 相談 ☐ 要望 ☐ その他				記載者			
				受理態様		☐ 来訪 ☐ 電話 ☐ 文書(郵送) ☐ F A X ☐ 電子メール ☐ 所外活動 ☐ 引受							
受 理	受 理 者		☐ 自所属受理 ☐ 他所属受理〔所属名〕 氏名										
	申 出 人		住居市町名 氏名 (男・女 歳)										
	件 名												
	申出概要												
	処理責任者		職名 氏名										
相談等取扱票報告				月 日		相談管理者への受理概要報告(本部所属)					月 日		
処 理	年 月 日		年 月 日										
	処理区分		☐ 解決	☐ 検挙・補導 ☐ 助言・指導 ☐ 警告・説得 ☐ 他機関教示 ☐ 手配等措置済 ☐ その他									
				受理所属への 処理結果通知		通知年月日	年 月 日						
			通知担当者			[] から [] へ							
			☐ 引継	月 日 [] 課・署へ引継ぎ									
				引継先からの 処理結果受理		受理年月日	年 月 日 [] から						
						処理年月日	年 月 日						
		内容	☐ 検挙・補導 ☐ 助言・指導 ☐ 警告・説得 ☐ 他機関教示 ☐ 手配等措置済 ☐ その他										

様式第 2 号（第21条関係）

相 談 等 取 扱 票

(受 理)		所属名				受理番号				
受理者	所属 課(係)名 階 級 氏 名 ,									
月日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 () 分間									
引 継 受理者	所属 課(係)名 階 級 氏 名 ,									
内 容	苦情 相談 要望 その他 ()									
受理態様	01来訪 02電話 03文書(郵送) 04F A X 05電子メール 06所外活動 07他からの引継き () から									
窓口区分	本部	相談室 宿(日)直 警務 生安 刑事 交通 警備						局線	#9110	
	警察署	相談室 宿(日)直 警務 生安 地域内勤等 交番・駐在所 刑事 交通 警備								
種 別	種別 1				種別 2				種別 3	
申出人	住所 5 職業 (ふりがな) 氏 名 男・女 (歳)									
件 名										
申出概要										
申 出 (事案) の内容										

(処理)

処理年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 () 分間
処 理 者	所属 課(係)名 階 級 氏 名 ,
【経過・結果】	
申出人からの 確認事項	ST・DV等事案 [☐ 該当 ☐ 非該当] 身体犯 [☐ 該当 ☐ 非該当] 被害届等の意思 [☐ 有 ☐ 無 ☐ 保留・未定・不明] 関連相談等 [☐ 有 ☐ 無] 再訪の意思 [☐ 有 ☐ 無] 再訪の連絡 [☐ 要 ☐ 否]
処理責任者	課(係)名 階 級 氏 名
処理方針伺 (月 日)	☐ 解 決 [検挙・補導 助言・指導 警告・説得 他機関教示 手配等措置済 その他]
	☐ 継 続 [被害届・告訴等受理 警告・説得 行為者不明 その他]
	☐ 引 継 [本部主管課へ 他署へ 他県へ 他機関へ] ○ 引継年月日 年 月 日 ○ 引継先 [へ]
	☐ 緊急性有 ☐ 処理責任者意見 [] ☐ 被害届等の意思有 ☐ 再訪の連絡必要 ☐ 関連相談等有 ☐ 本部主管課連携 [要 ・ 済] (連携先) ☐ 関係部門 [] ☐ 参考送付先 [へ]
指揮事項	☐ 処理方針伺のとおりされたい ☐ その他

※1 処理年月日欄は、受理時に処理したものは記載不要。処理者欄は、受理者と同一の場合は記載不要

※2 申出人からの確認事項欄は、処理者が記載。処理方針伺欄は、処理責任者が記載

※3 経過・結果欄には、事案の関係者も記載。なお、複数人で聴取した場合、処理者以外の担当官も記載

※4 指揮事項欄は、相談責任者が記載。その他にチェックした場合は内容を記載

様式第 3 号（第21条関係）

相 談 等 取 扱【継 続】票

	所属名		受理番号	
年月日	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分（ ） 分間			
処理者	所属 課(係)名 階 級 氏 名 ,			
申出人	住所 5 (ふりがな) 職業 氏 名 男・女（ 歳）			
件 名				
【経過・結果】				
処理方針伺 (月 日)	☐ 解 決 [検挙・補導 助言・指導 警告・説得 他機関教示 手配等措置済 その他]			
	☐ 継 続 [被害届・告訴等受理 警告・説得 行為者不明 その他]			
	☐ 引 継 [本部主管課へ 他署へ 他県へ 他機関へ] ☐ 引継年月日 年 月 日 ☐ 引継先 [へ]			
指揮事項	☐ 処理方針伺のとおりされたい ☐ その他			
処理結果通知	月 日 時 分	発信者		受信者

※ 1 処理方針伺欄は、処理責任者が記載
※ 2 経過・結果欄には、事案の関係者も記載。なお、複数人で聴取した場合、処理者以外の担当官も記載
※ 3 指揮事項欄は、相談責任者が記載。その他にチェックした場合は内容を記載
※ 4 処理結果通知欄は、他所属等から引継ぎを受けた相談の場合、その処理結果を当該所属に通知した状況を記載

苦 情 取 扱 票

							受 理 番 号	
決 裁	本部長	部 長	課 長	次 席	課長補佐	係 長		
受理年月日		年 月 日						
宛 先		☐ 公安委員会（ ☐ 法定 ☐ 法定外） ☐ 警 察						
受理部署		☐ 補佐官室 ☐ 警察相談室 ☐ （ ）警察署 ☐ その他（ ）						
受理態様		☐ 来訪 ☐ 電話 ☐ 文書(郵送) ☐ ファックス ☐ 電子メール ☐ 署(所)外活動						
区 分	種 別 2	☐ 地域部門 ☐ 生活安全部門 ☐ 刑事部門 ☐ 交通部門 ☐ 警備部門 ☐ その他 【対象所属： 】 【関係所属： 】						
	種 別 3	☐ 被害者対策・支援 ☐ 被留置者処遇等 ☐ 遺失・拾得届 ☐ 地理教示 ☐ 巡回連絡 ☐ 110番臨場 ☐ 職務質問・検問 ☐ 泥酔者の保護 ☐ パトロール ☐ 各種相談 ☐ 許認可 ☐ 少年補導等 ☐ 被害届等 ☐ 告訴・告発 ☐ 捜査(逮捕・取調べ・搜索等) ☐ 交通指導取締り ☐ 交通規制 ☐ 交通事故捜査 ☐ 運転免許・行政処分 ☐ 警戒・警備 ☐ その他・苦情						
申出人		住所 5 職業 氏名 男・女（ 歳）						
件 名								
申 出 (事案) の概要								
【指揮事項】								

苦 情 管 理 簿

第 号	受理	受理年月日	年 月 日 (曜) 時 分						報 告		
		受 理 区 分	☐ 来訪 ☐ 電話 ☐ 文書(郵送) ☐ ファックス ☐ 電子メール ☐ 署(所)外活動							公安委員会	
		受 申 出 人	住 所							月 日	
			職 業		電 話	()			本 部 長		
			氏 名		年 齡		性別	男・女	月 日		
		件名(概要)								警 務 部 長	
										月 日	
		公安委員会(本部長) 指 示									
		対 象 所 属		引継月日		月 日 (曜)	時 分				
号	措置	措置年月日	年 月 日 (曜) 時 分						報 告		
		措 置 状 況								公安委員会	
										月 日	
										本 部 長	
		置 回 答	日 時	年 月 日 (曜) 時 分						月 日	
			方 法	☐ 文 書	☐ 郵 送	☐ 手渡し	☐ その他	警 務 部 長			
				☐ 口 頭	☐ 面 接	☐ 電 話	☐ その他	月 日			
				☐ その他	☐ F A X	☐ 電子メール	☐ その他				
			内 容								
		第 号	受理	受理年月日	年 月 日 (曜) 時 分						報 告
受 理 区 分	☐ 来訪 ☐ 電話 ☐ 文書(郵送) ☐ ファックス ☐ 電子メール ☐ 署(所)外活動							公安委員会			
受 申 出 人	住 所									月 日	
	職 業				電 話	()			本 部 長		
	氏 名				年 齡		性別	男・女	月 日		
件名(概要)								警 務 部 長			
								月 日			
公安委員会(本部長) 指 示											
対 象 所 属				引継月日		月 日 (曜)	時 分				
号	措置	措置年月日	年 月 日 (曜) 時 分						報 告		
		措 置 状 況								公安委員会	
										月 日	
										本 部 長	
		置 回 答	日 時	年 月 日 (曜) 時 分						月 日	
			方 法	☐ 文 書	☐ 郵 送	☐ 手渡し	☐ その他	警 務 部 長			
				☐ 口 頭	☐ 面 接	☐ 電 話	☐ その他	月 日			
				☐ その他	☐ F A X	☐ 電子メール	☐ その他				
			内 容								

様式第 6 号（第24条関係）

苦 情 処 理 票

決裁年月日		年 月 日						
決	本部長	警務部長	課 長	次席等	課長補佐	係 長		
裁		主管部長	課 長	次席等	課長補佐	係 長		
措 置 結 果								
措置年月日		年 月 日						
措置状況		☐ 回 答【 ☐ 納得 ☐ 打切り】 ☐ 打切り ☐ その他（ ）						
回 答 態 様	☐ 文 書		☐ 郵送 ☐ 手渡し					
	☐ 口 頭		☐ 面接 ☐ 電話					
	☐ その他		☐ ファックス ☐ Eメール					